

令和 5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 日高市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	85.4	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.1	%
全職員	78.5	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	100.1	%
本庁課長補佐相当職	98.3	%
本庁係長相当職	103.2	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	87.7	%
31～35年	87.6	%
26～30年	90	%
21～25年	87.2	%
16～20年	75.9	%
11～15年	80.5	%
6～10年	91.8	%
1～5年	84.5	%

【説明欄】

- ①本庁部局長・次長相当職について、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。
- ②任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、会計年度任用職員については令和5年度中に継続して任用されたフルタイム会計年度任用職員のみを対象としております。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。